

証券コード 7169  
2021年6月9日

株 主 各 位

東京都新宿区新宿五丁目17番18号  
株式会社NFCホールディングス  
代表取締役社長 中 鉢 和 宏**第22回定時株主総会招集ご通知**

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第22回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、現在においても新型コロナウイルスの感染拡大が懸念されています。感染拡大防止のため、事前に書面（郵送）により議決権をご行使いただき、当日のご来場を見合わせていただくことも含めご検討くださいますようお願い申し上げます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2021年6月28日（月曜日）午後6時までには到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年6月29日（火曜日）午前10時
2. 場 所 東京都新宿区歌舞伎町2-4-10  
KDX東新宿ビル3F HALL A

**3. 目的事項  
報告事項**

1. 第22期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第22期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）計算書類報告の件

**決議事項**

- 第1号議案 取締役6名選任の件
- 第2号議案 監査役3名選任の件
- 第3号議案 特定の株主からの自己株式取得の件

以 上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎剰余金の配当につきましては、2021年5月13日開催の当社取締役会において、第22期期末配当として、1株当たり40円の配当を実施する旨決議いたしました。なお、第22期期末配当金の支払開始日は、2021年6月10日といたしております。
- ◎株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、修正事項について速やかにインターネット上の当社ウェブサイト (<https://nfc-hd.com/>) に掲載いたします。
- ◎当社は、法令により提供すべき書面のうち、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、次に掲げる事項は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://nfc-hd.com/>) に掲載しておりますので、本定時株主総会招集ご通知の提供書面には記載しておりません。
- ・事業報告のうち会計監査人に関する事項
  - ・事業報告のうち業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況
  - ・事業報告のうち会社の支配に関する基本方針
  - ・連結計算書類のうち連結注記表
  - ・計算書類のうち個別注記表
- したがって、本定時株主総会招集ご通知の提供書面は、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類又は計算書類の一部であり、また、監査役及び監査役会が監査報告を作成するに際して監査をした事業報告、連結計算書類又は計算書類の一部であります。

## (提供書面)

**事業報告**

(2020年4月1日から  
2021年3月31日まで)

**1. 企業集団の現況****(1) 当連結会計年度の事業の状況****① 事業の経過及び成果**

当連結会計年度(2020年4月1日から2021年3月31日まで)における経済環境は、新型コロナウイルス感染症の流行により、経済活動の停滞や企業活動の制約が続きました。新型コロナウイルス感染症拡大に伴う企業活動の停滞による雇用環境の悪化や個人の外出自粛による消費低迷などが続き、総じて厳しい景況感で推移いたしました。また、医療従事者等から順次ワクチン接種が開始され、経済活動再開が期待されるものの、国民全体の接種までには時間を要することや、変異株が拡大の様相を呈する等、新型コロナウイルス感染症の拡大の収束が未だ見通せない状況が継続しています。このような経営環境の中、当社は、当社グループが運営する保険SHOPへの来店客数の大幅な減少や、一部の店舗での時短営業や臨時休業など、店舗運営へ大きな影響が出ましたが、コールセンター、訪問販売、WEBなどの当社グループの多様な販売網を活用し、コロナ禍においても事業継続に努めてまいりました。

当連結会計年度の業績は、売上が28,445百万円(前連結会計年度比1.0%増)となりましたが、継続的な収益の安定性をより確保するために、自社サービス(少額短期保険)の獲得を伸ばした影響により営業利益が2,986百万円(同5.7%減)、税引前利益が2,978百万円(同1.2%減)となりました。親会社の所有者に帰属する当期利益は1,369百万円(同50.1%減)となりました。

セグメント別の業績は次のとおりであります。

(保険サービス事業)

保険サービス事業におきましては、店舗・コールセンター・訪問・WEBの4つのチャンネルを通じて、保険募集活動を行っております。店舗と訪問による販売網を拡充しつつ、生産性の向上、収益の改善にむけて4つのチャンネルの販売網の連携強化に注力しております。当連結会計年度の売上高は20,451百万円（前連結会計年度比5.6%増）、営業利益は2,224百万円（同1.9%増）となりました。

(派遣事業)

派遣事業におきましては、派遣先企業へ保険募集活動等を行う専門的な従業員を派遣しておりましたが、新規派遣先の開拓及び派遣人員の質を高めることによる派遣先企業での収益率の向上に向けたコンサルティング業務と、各保険会社様からの業務受託事業を中心とした事業の再編を行っております。また、人材派遣事業を担っておりました株式会社N-S T A F Fを売却したことによる売却益計上等の影響により、当連結会計年度の売上高は4,204百万円（前連結会計年度比12.9%減）、営業利益は1,201百万円（同17.2%増）となりました。

(ITサービス事業)

ITサービス事業は、(株)ウェブクルーが行う保険、引越し、車買取りなどの分野で運用する一括見積もり・資料請求サイト「保険スクエアbang!自動車保険」「ズバット引越し比較」「ズバット車買取比較」を中心とした顧客情報提供サービスであります。当連結会計年度の売上高は4,227百万円（前連結会計年度比0.1%増）、営業利益は447百万円（同0.1%減）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度において重要な当該事項は行っておりません。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度中に当社グループの所要資金として、金融機関より1,500百万円の短期借入金、1,000百万円の長期借入金の資金調達を行いました。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

当連結会計年度において重要な当該事項は行っておりません。

- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況  
当連結会計年度において重要な当該事項は行っていません。
- ⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況  
当連結会計年度において重要な当該事項は行っていません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況  
当連結会計年度において重要な当該事項は行っていません。

## (2) 直前3連結会計年度及び当連結会計年度の財産並びに損益の状況

区 分	第 19 期 2018年3月期	第 20 期 2019年3月期	第 21 期 2020年3月期	(当連結会計年度) 第 22 期 2021年3月期
売 上 高 (百万円)	27,504	27,995	28,160	28,445
営 業 利 益 (百万円)	5,060	4,514	3,165	2,986
税 引 前 利 益 (百万円)	5,053	4,267	3,013	2,978
親会社の所有者に 帰属する当期利益 (百万円)	3,866	2,844	2,743	1,369
基本的1株当 たり当期利益 (円)	212.21	156.88	152.75	76.62
資 産 合 計 (百万円)	25,906	27,970	33,075	32,680
親会社の所有者 に帰属する持分 (百万円)	11,954	13,016	9,858	9,290
1株当たり親会社 所有者帰属持分 (円)	658.74	719.54	551.08	520.99

## (3) 重要な親会社及び子会社の状況

### ① 親会社の状況

当社の親会社は株式会社光通信で、同社は当社の株式13,256,100株（議決権比率74.34%）を保有しております。

### ② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社ニュートン・フィナンシャル・コンサルティング	100百万円	100.00%	保険サービス事業
株式会社ウェブクルー	100百万円	100.00%	ITサービス事業
株式会社保険見直し本舗	100百万円	100.00%	保険サービス事業

- (注) 1. 当社の連結子会社は12社、持分法適用の関連会社は4社であります。  
2. 資本金、議決権比率、主要な事業内容欄は、2021年3月末日現在の情報を記載しております。

## (4) 特定完全子会社に関する事項

会社名	住所	帳簿価額の 合計額	当社の総資産額
株式会社保険見直し本舗	東京都新宿区新5-17-18	5,123百万円	19,474百万円

## (5) 対処すべき課題

人口の減少、少子高齢化や晩婚化、非婚化が進むことによる家族形成の変化により、お客様のライフスタイルとニーズは多様化してきております。また、販売チャネルの多様化により、お客様が複数の販売チャネルを比較し自由に商品を選択できる時代となっております。当社は、それぞれの販売チャネルの拡充と連携強化を図ることで、多様化するお客様のニーズに対応できる体制を構築しております。さらに販売チャネルの拡充以外にも、損害保険や少額短期保険など、販売商品の拡充を行い、企業価値の向上を図ってまいります。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う影響が当面継続する恐れがあり、保険募集への影響が見込まれますが感染症の拡大防止策から受ける影響が相対的に小さい通信販売の体制も再整備いたします。

## (6) 主要な事業内容 (2021年3月末日現在)

事業区分	事業内容
保険サービス事業	テレマーケティング及び訪問・店舗での対面販売による保険契約の取り次ぎ、販売
派遣事業	保険募集人有資格者の派遣
ITサービス事業	比較サイトの運営

## (7) 主要な営業所 (2021年3月末日現在)

## ① 当社

本 社	東京都新宿区新宿五丁目17番18号
-----	-------------------

## ② 子会社

株式会社ニュートン・フィナンシャル・コンサルティング	本社（東京都新宿区）、池袋、大阪、札幌、和歌山、仙台、盛岡、高岡
株式会社ウェブクルー	本社（東京都世田谷区）
株式会社保険見直し本舗	本社（東京都新宿区）、横浜、名古屋、大阪、等284店舗

## (8) 従業員の状況 (2021年3月末日現在)

### ① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
1,857名	399名減

- (注) 1. 上記従業員数に臨時従業員、契約従業員及び嘱託従業員の数は含まれておりません。なお、最近1年間における臨時従業員の平均雇用人数は891名であります。
2. 従業員の定年は、満65歳に達した月の末日としております。
3. 従業員数が前連結会計年度末と比べて、399名減少しましたのは、2021年1月8日付で株式会社N-S T A F Fが連結子会社から外れたためであります。

### ② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
88名	34名減	36.3歳	9.9年

- (注) 1. 上記従業員数に臨時従業員、契約従業員及び嘱託従業員の数は含まれておりません。なお、最近1年間における臨時従業員の平均雇用人数は1名であります。
2. 従業員の定年は、満65歳に達した月の末日としております。
3. 従業員数が前連結会計年度末と比べて、34名減少しましたのは、組織再編に伴い子会社への転籍、出向を行ったためであります。

## (9) 主要な借入先の状況 (2021年3月末日現在)

借入先	借入額
シンジケートローン	3,685百万円
みずほ銀行	3,300百万円
三井住友銀行	2,602百万円

- (注) シンジケートローンは、株式会社みずほ銀行を主幹事とする計7行からの協調融資によるものであります。

## (10) 剰余金の配当等を取締役会が決定する旨の定款の定めがあるときの権限の行使に関する方針

当社は、株主に対する利益還元を経営の最重要課題と位置づけており、その方針としては、企業価値の向上とのバランスに配慮しつつ、収益状況に応じた利益還元を行うことを基本方針としております。

## (11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社グループは、当連結会計年度末において純資産額の維持に関する財務制限条項に抵触することとなりましたが、各金融機関と協議を行い、財務制限条項への抵触に関して、全ての主要取引金融機関から期限の利益喪失事由としないことについて取引銀行等の承諾を得ております。



## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況 (2021年3月末日現在)

- ① 発行可能株式総数 76,428,000株  
 ② 発行済株式の総数 18,089,402株 (自己株式256,597株を含む)  
 ③ 株主数 797名  
 ④ 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
株式会社光通信	13,256,100株	74.34%
SBI Ventures Two株式会社	2,754,000株	15.44%
SBIホールディングス株式会社	1,068,000株	5.99%
NFC従業員持株会	186,700株	1.05%
山岸英樹	130,497株	0.73%
増田幸太郎	23,900株	0.13%
坂本幸司	17,600株	0.10%
山縣正則	12,400株	0.07%
JPMorgan証券株式会社	8,600株	0.05%
本多真心	8,200株	0.05%

(注) 1. 当社は、当事業年度末において自己株式を256,597株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

### (2) 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況  
 該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況  
 該当事項はありません。

### (3) 会社役員の状況

#### ① 取締役及び監査役の状況（2021年3月末日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	中鉢和宏	
取締役	藤井雅文	管理本部長
取締役	大和田征矢	(株)光通信 執行役員 損保事業部長
取締役	杉田将夫	(株)光通信 執行役員 財務副本部長
取締役	竹之内洋右	
常勤監査役	松本亜三雄	
監査役	大嶋敏也	(株)光通信 人事本部長
監査役	平田英之	公認会計士
監査役	小竹正信	

- (注) 1. 代表取締役 中鉢和宏氏、取締役 藤井雅文氏及び取締役 杉田将夫氏は、2020年11月10日開催の臨時株主総会において、取締役に新たに選任され就任いたしました。また、代表取締役 中鉢和宏氏は同日開催の取締役会において、代表取締役に選定され就任いたしました。
2. 取締役 大和田 征矢氏は、2020年9月1日から2020年11月10日まで当社代表取締役でありました。
3. 取締役 竹之内洋右氏は、社外取締役であります。
4. 監査役 平田英之氏及び監査役 小竹正信氏は、社外監査役であります。
5. 監査役 平田英之氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 山岸英樹氏及び山縣正則氏は、2020年11月10日開催の臨時株主総会の終結をもって取締役を辞任いたしました。なお、退任時の会社における地位は、山岸英樹氏は代表取締役社長、山縣正則氏は常務取締役でありました。
7. 当社と各業務執行取締役ではない取締役とは、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約において、業務執行取締役ではない取締役がその職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、1百万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い金額を当該損害賠償責任の限度額としております。また、当社と各監査役とは、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約において、監査役がその職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、1百万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い金額を当該損害賠償責任の限度額としております。
8. 当社は、取締役 竹之内洋右氏並びに監査役 平田英之氏及び監査役 小竹正信氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、当社及び当社子会社の取締役及び監査役を被保険者として、保険会社との間で役員等賠償責任保険契約を締結しております。

当該契約の保険料は全額当社が負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

当該契約では被保険者である役員等がその職務の執行に関して責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされています。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

### ③ 取締役及び監査役の報酬等

#### イ. 当該事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	員 数	報 酬 等 の 額
取 締 役 (う ち 社 外 取 締 役)	7名 (1)	77百万円 (4)
監 査 役 (う ち 社 外 監 査 役)	4 (2)	6百万円 (0)
合 計 (う ち 社 外 役 員)	11 (3)	83百万円 (4)

(注) 1. 上表には、2020年11月10日開催の臨時株主総会終結の時をもって辞任した取締役2名を含んでいます。

2. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

#### ロ. 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬限度額は、2014年5月20日開催の臨時株主総会において、賞与を含めた報酬として、各事業年度を対象とする年額200百万円以内(ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。当該決議に係る取締役の員数は5名であります。

監査役の報酬限度額は、2007年3月1日開催の臨時株主総会において、年額100百万円以内と決議いただいております。当該決議に係る監査役の員数は3名であります。

#### ハ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月25日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しており、その内容は次のとおりとなります。

1. 当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう、株主利益との連動を念頭においた報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。
2. 当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、当社の業績及び担当業務における各取締役の貢献及び実績に基づき、各取締役の役位及び職責並びに当社の連結営業利益その他の会社の業績等を総合的に勘案して決定するものとする。

3. 当社の持続的な成長に向けた健全なインセンティブのひとつとして報酬が機能するよう、業績連動報酬及び非金銭報酬の導入等については適宜検討を行うものとする。
4. 取締役の個人別の報酬の額は、取締役会で一任を受けた代表取締役社長 中鉢和宏が、株主総会で承認された金額の範囲内で、上記方針に従って決定する。

代表取締役社長に委任した理由は、当社グループを取り巻く環境、各取締役の職責及び当社の連結営業利益など、当社グループの経営状況等を当社グループにおいて最も熟知し、取締役会で決定した方針に従って、総合的に役員の報酬額を決定できると判断したためであります。

当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容は、2021年2月25日開催の取締役会において決議した決定方針と同じ方針のもと決定されていることから、取締役会は、その内容が決定方針に沿うものであると判断いたしました。

#### ④ 社外役員に関する事項

##### イ. 当事業年度における主な活動状況

	取締役会(14回開催)(注)		監査役会(13回開催)	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役 竹之内 洋右	14回	100%	—	—
監査役 平田 英之	12回	85%	13回	100%
監査役 小竹 正信	14回	100%	13回	100%

(注)上記の取締役会のほか、会社法第370条及び当社定款第25条の規定に基づき取締役会決議があったものとみなす書面決議が10回ありました。

各社外取締役及び社外監査役は、取締役会に出席し、経営陣から独立した立場で当社グループの経営全体を俯瞰し、本質的な課題やリスクを把握したうえで、助言・提言、また、保険業界の豊富な実務経験と幅広い見識に加え、会計など専門的な知見に基づき、当社グループの企業価値の向上に資する発言を積極的に行っております。

また、各社外監査役は、監査役会に出席し、当社子会社各社の取締役から職務遂行状況について報告を求め、子会社各社の経営上の課題やリスク事項等を把握したうえで、当社の経営、職務遂行の監査・監督を行っております。また、会計監査人との定期的な会合や当社の内部監査部門との連携により、内部統制システムの一層の向上に向けて、重要な役割を担っております。

#### ロ. 責任限定契約の内容の概要

責任限定契約の内容の概要は、①取締役及び監査役の状況(2021年3月末日現在)の(注)7に記載のとおりであります。

# 連結財政状態計算書

(2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
<b>流動資産</b>	<b>13,255</b>	<b>流動負債</b>	<b>16,913</b>
現金及び現金同等物	7,463	営業債務及びその他の債務	2,831
営業債権及びその他の債権	4,075	社債及び借入金	8,375
その他の金融資産	7	リース負債	1,280
その他の流動資産	1,589	その他の金融負債	8
小計	13,135	未払法人所得税	899
売却目的で保有する資産	119	返金負債	207
<b>非流動資産</b>	<b>19,424</b>	従業員給付	1,481
有形固定資産	1,690	その他の流動負債	1,751
使用権資産	3,789	小計	16,836
のれん	9,336	売却目的で保有する資産に直接関連する負債	76
無形資産	1,016	<b>非流動負債</b>	<b>6,476</b>
持分法で会計処理されている投資	870	社債及び借入金	2,164
その他の金融資産	1,600	リース負債	2,490
繰延税金資産	1,104	その他の金融負債	1,078
その他の非流動資産	16	確定給付負債	384
<b>資 産 合 計</b>	<b>32,680</b>	引当金	341
		繰延税金負債	17
		<b>負 債 合 計</b>	<b>23,389</b>
		(資本の部)	
		親会社の所有者に帰属する持分	9,290
		資本金	2,237
		資本剰余金	1
		自己株式	△575
		利益剰余金	7,626
		<b>資 本 合 計</b>	<b>9,290</b>
		<b>負 債 及 び 資 本 合 計</b>	<b>32,680</b>

## 連結損益計算書

(2020年4月1日から  
2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	28,445
売上原価	15,350
売上総利益	13,095
その他の収益	768
販売費及び一般管理費	10,703
その他の費用	173
営業利益	2,986
金融収益	7
金融費用	173
持分法による投資損益（税引後）	46
持分法による投資の売却損益	110
税引前利益	2,978
法人所得税費用	1,571
当期利益	1,407
当期利益の帰属	
親会社の所有者	1,369
非支配持分	38

## 連結持分変動計算書

(2020年4月1日から)  
(2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

	親会社の所有者に帰属する持分						非支配持分	資本合計
	資本金	資本剰余金	自己株式	その他の資本の構成要素	利益剰余金	合計		
当期首残高	2,237	374	△450	－	7,696	9,858	842	10,700
当期包括利益								
当期利益	－	－	－	－	1,369	1,369	38	1,407
その他の包括利益	－	－	－	△10	－	△10	△0	△11
当期包括利益合計	－	－	－	△10	1,369	1,358	37	1,396
所有者との取引額等								
剰余金の配当	－	－	－	－	△1,430	△1,430	△122	△1,552
支配継続子会社に対する持分変動	－	△372	－	－	－	△372	△758	△1,130
自己株式の取得	－	－	△125	－	－	△125	－	△125
その他の資本の構成要素から利益剰余金への振替	－	－	－	10	△10	－	－	－
その他	－	－	－	－	2	2	0	2
所有者との取引額等合計	－	△372	△125	10	△1,438	△1,925	△880	△2,806
当期末残高	2,237	1	△575	－	7,626	9,290	－	9,290



## 貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>5,772</b>	<b>流動負債</b>	<b>5,223</b>
現金及び預金	1,826	短期借入金	1,500
売掛金	4	1年内返済予定の長期借入金	1,849
関係会社短期貸付金	2,015	未払金	321
未収入金	240	未払費用	5
貯蔵品	0	前受金	78
前払費用	89	未払法人税等	76
未収法人税等	1,250	預り金	1,349
その他	345	賞与引当金	35
<b>固定資産</b>	<b>13,702</b>	その他	7
<b>有形固定資産</b>	<b>193</b>	<b>固定負債</b>	<b>6,910</b>
建物	113	長期借入金	6,910
工具、器具及び備品	79	<b>負債合計</b>	<b>12,134</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>0</b>	<b>(純資産の部)</b>	
ソフトウェア	0	<b>株主資本</b>	<b>7,340</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>13,508</b>	<b>資本金</b>	<b>2,237</b>
関係会社株式	9,186	<b>資本剰余金</b>	<b>2,137</b>
関係会社長期貸付金	4,080	資本準備金	2,137
その他	253	<b>利益剰余金</b>	<b>3,525</b>
貸倒引当金	△12	利益準備金	25
<b>資産合計</b>	<b>19,474</b>	その他利益剰余金	3,500
		繰越利益剰余金	3,500
		<b>自己株式</b>	<b>△560</b>
		<b>評価・換算差額等</b>	<b>0</b>
		その他有価証券評価差額金	0
		<b>純資産合計</b>	<b>7,340</b>
		<b>負債純資産合計</b>	<b>19,474</b>

## 損 益 計 算 書

(2020年4月1日から  
2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		4,480
売 上 原 価		9
売 上 総 利 益		4,470
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,581
営 業 利 益		2,889
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	63	
受 取 配 当 金	4	
そ の 他	4	72
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	143	
税 額 控 除 外 源 泉 税	140	
そ の 他	5	288
経 常 利 益		2,672
特 別 利 益		
関 係 会 社 株 式 売 却 益	76	76
特 別 損 失		
関 係 会 社 株 式 評 価 損	84	
減 損 損 失	54	
そ の 他	27	166
税 引 前 当 期 純 利 益		2,583
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	419	419
当 期 純 利 益		2,164

## 株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から)  
(2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資本剰余金			利 益 剰 余 金		
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合 計
当 期 首 残 高	2,237	2,137	－	2,137	25	2,766	2,791
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当	－	－	－	－	－	△1,430	△1,430
当 期 純 利 益	－	－	－	－	－	2,164	2,164
自 己 株 式 の 取 得	－	－	－	－	－	－	－
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	－	－	－	－	－	－	－
当 期 変 動 額 合 計	－	－	－	－	－	733	733
当 期 末 残 高	2,237	2,137	－	2,137	25	3,500	3,525

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本 合 計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	△435	6,731	－	－	6,731
当 期 変 動 額	－	－	－	－	－
剰 余 金 の 配 当	－	△1,430	－	－	△1,430
当 期 純 利 益	－	2,164	－	－	2,164
自 己 株 式 の 取 得	△125	△125	－	－	△125
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	－	－	0	0	0
当 期 変 動 額 合 計	△125	608	0	0	608
当 期 末 残 高	△560	7,340	0	0	7,340

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2021年5月19日

株式会社NFCホールディングス

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 穴 戸 通 孝 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 川 村 英 紀 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 永 井 公 人 ㊞

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社NFCホールディングスの2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、会社計算規則第120条第1項後段の規定により国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された上記の連結計算書類が、株式会社NFCホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、経営者が清算若しくは事業停止の意図があるか、又はそれ以外に現実的な代替案がない場合を除いて、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2021年5月19日

株式会社NFCホールディングス  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 穴 戸 通 孝 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 川 村 英 紀 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 永 井 公 人 印

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社NFCホールディングスの2020年4月1日から2021年3月31日までの第22期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第22期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた「監査役監査基準」に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（会社計算規則第120条第1項後段の規定により国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。



## 2. 監査の結果

## (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実とは認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても指摘すべき事項は認められません。

## (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

## (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月19日

株式会社 N F C ホールディングス 監査役会

常勤監査役 松 本 亜三雄 (印)

監査役 大 嶋 敏 也 (印)

社外監査役 平 田 英 之 (印)

社外監査役 小 竹 正 信 (印)

以 上

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 取締役6名選任の件

取締役全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制強化のため1名増員して取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式数
1	ちゅう ぼち かず ひろ 中 鉢 和 宏 (1978年7月7日)	2003年1月 当社 入社 2013年10月 当社 派遣事業本部第一営業部 統轄 2014年4月 当社 ML事業本部 統轄 2014年12月 (株)保険見直し本舗 取締役 2015年4月 当社 DM第一事業本部 執行役員 2017年8月 当社 インシュアランス事業本部 執行役員 2019年2月 (株)保険ダイレクト 取締役 2019年8月 (株)N-STAFF 取締役 2020年1月 (株)E保険プランニング 取締役 2020年8月 当社 執行役員CEO 2020年10月 (株)E保険プランニング 代表取締役 2020年10月 プラス少額短期保険(株) 取締役(現任) 2020年10月 (株)TSLABO 取締役 2020年11月 当社 代表取締役社長(現任) 2021年4月 (株)GOSWELL 取締役(現任)	2,800株
2	ふじ い まさ ふみ 藤 井 雅 文 (1978年7月3日)	2005年5月 (株)光通信 入社 2014年10月 同社 財務本部 予算管理部長 2017年1月 (株)EPARK 監査役 2020年8月 当社 執行役員 2020年10月 (株)ウェブクルー 取締役(現任) 2020年10月 (株)保険見直し本舗 取締役 2020年11月 当社 取締役 管理本部長(現任) 2021年4月 (株)GOSWELL 取締役(現任)	一株
3	※ えん とう なお き 遠 藤 尚 樹 (1978年1月7日)	2001年4月 (株)コール・トゥ・ウェブ 入社 2003年3月 当社 入社 2006年10月 (株)ビューネル 入社 2008年4月 同社 取締役 2015年4月 トライアングル少額短期保険(株) 取締役 2015年6月 同社 代表取締役社長 2019年1月 当社 執行役員 2019年10月 (株)ニュートン・フィナンシャル・コンサルティング 執行役員(現任) 2019年6月 プラス少額短期保険(株) 代表取締役社長(現任)	3,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
4	大和田 征 矢 (1974年1月13日)	1996年4月 (株)光通信 入社 2008年4月 同社 TMC事業本部長 2008年6月 同社 取締役 2009年7月 同社 上席執行役員 2011年4月 同社 商品企画事業部長 2018年6月 同社 取締役 2019年2月 (株)アクトコール 社外取締役 2019年6月 当社 取締役 2019年6月 (株)保険見直し本舗 取締役 2019年6月 さくら損害保険(株) 取締役(現任) 2020年6月 (株)光通信 執行役員 損害保険事業部長(現任) 2020年9月 当社 代表取締役 2020年11月 日本共済(株) 取締役(現任) 2020年11月 当社 取締役(現任)	一株
5	杉 田 将 夫 (1979年11月9日)	2007年8月 (株)光通信 入社 2011年6月 さくら少額短期保険(株) 取締役 2012年6月 (株)インタア・ホールディングス 監査役 2013年6月 (株)アイフラッグ 監査役 2014年1月 (株)光通信 財務本部 財務企画部長 2015年6月 (株)ウォーターダイレクト(現(株)プレミアムウォーターホールディングス) 取締役 2016年6月 (株)プレミアムウォーターホールディングス 監査役 2019年6月 同社 取締役 監査等委員(現任) 2019年7月 さくら損害保険(株) 取締役(現任) 2020年4月 (株)光通信 財務本部 執行役員 財務副本部長(現任) 当社 取締役(現任) 2020年11月 (株)コア・コンサルティング・グループ 常務 2021年4月 取締役(現任)	一株
6	竹之内 洋 右 (1944年3月14日)	1968年4月 日本生命保険相互会社 入社 1991年4月 日本生命保険相互会社 松本支社長 1996年4月 日本生命保険相互会社 福岡総支社長 1998年6月 社団法人生命保険協会 事務局長 1999年7月 社団法人生命保険協会 理事事務局長 2000年8月 金融庁から改正前保険業法上の保険管理人の業務を行う者に任命され保険会社の破綻処理にあたる。 2006年10月 エーオン アフィニティ ジャパン(株) 顧問 2012年6月 当社 社外取締役(現任)	一株

- (注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。
2. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 竹之内 洋右氏は、社外取締役候補者であります。
4. 竹之内 洋右氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏が保険会社や生命保険協会で保険業界に関する幅広い経験を積んでおり、会社経営を統括する十分な見識を有しておられることから、その幅広い見識を当社業務執行に反映していただくためであります。同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に関与された経験はありませんが、上記理由から社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。同氏には、その見識に基づき、取締役の職務遂行に対する監督、助言等を客観的・中立的な立場で積極的に行っていただくことを期待しております。
5. 社外取締役候補者である竹之内 洋右氏が社外取締役に就任してからの在任期間は、9年であります。
6. 大和田 征矢氏、杉田 将夫氏及び竹之内 洋右氏と当社は責任限定契約を締結しており、各氏の再任が承認された場合、当該責任限定契約を継続いたします。その内容の概要は次のとおりです。
- ・業務執行取締役ではない取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、金100万円又は法令が規定する最低責任限度額のいずれか高い額を限度額として、その責任を負う。
  - ・上記の責任限定が認められるのは、業務執行取締役ではない取締役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。
7. 当社は、当社及び当社子会社の取締役及び監査役を被保険者として、保険会社との間で役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該契約の保険料は全額当社が負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。当該契約では被保険者である役員等がその職務の執行に関して責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされています。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、任期中中に同内容での更新を予定しております。
8. 大和田 征矢氏は当社の親会社である㈱光通信の業務執行者であり、杉田 将夫氏は当社の親会社である㈱光通信及び㈱光通信の子会社である㈱コア・コンサルティング・グループの業務執行者であります。両氏の各業務執行者としての地位及び担当は「略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）」に記載のとおりであります。
9. 当社は、竹之内 洋右氏を、東京証券取引所が定める独立役員として同証券取引所に届け出ております。同氏の再任が承認された場合には、同氏を引き続き独立役員とする予定です。

## 第2号議案 監査役3名選任の件

監査役 松本 亜三雄、平田 英之及び小竹 正信の3氏は、本定時株主総会の終結時をもって任期満了となります。つきましては、監査役3名の選任を行うことを願います。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する株式の数
1	松本 亜三雄 (1943年9月25日)	1979年4月 アリコジャパン(現メットライフ生命保険(株))入社 1989年12月 同社 支社マーケティング本部 業務部長 1994年12月 同社 営業教育部 担当部長 2001年3月 エイアイジー・スター生命保険(株)(現ジブラルタ生命保険(株)) 転入 営業教育部長 2003年9月 A I Gエジソン生命保険(株)(現ジブラルタ生命保険(株)) 常勤監査役 2011年1月 当社 入社 内部監査室長 2012年6月 当社 常勤監査役(現任) 2015年10月 (株)保険見直し本舗 監査役 2021年4月 (株)G O E S W E L L 監査役(現任)	一株
2	※ 隈部 泰正 (1973年6月2日)	2002年10月 弁護士登録(第55期 東京弁護士会) はる総合法律事務所(旧飯田・栗宇・早稲本特許法律事務所) 入所 2010年1月 はる総合法律事務所 パートナー弁護士(現任) 2012年6月 (株)エフティコミュニケーションズ(現(株)エフティグループ) 監査役 2015年12月 (株)慶應イノベーション・イニシアティブ 監査役(現任) 2018年6月 (株)エフティグループ 取締役 監査等委員(現任)	一株
3	※ 水澤 良 (1975年11月7日)	2004年12月 有限責任あずさ監査法人 入社 2013年8月 税理士法人I-TRAD 入所 2015年2月 同社 代表社員(現任) 2016年8月 公認会計士水澤良事務所 開業 同事務所 代表社員(現任) 2020年6月 (株)W i l l S m a r t 非常勤監査役(現任)	一株

- (注) 1. ※印は、新任の監査役候補者であります。
2. 各監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 隈部 泰正氏及び水澤 良氏は、社外監査役候補者であります。
4. 隈部 泰正氏を社外監査役候補者とした理由は、同氏が弁護士として、法律面の専門的な知識と幅広い経験を有しており、それらを社外監査役として当社の監査に活かしていただきたいためであります。同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に関与した経験はありませんが、上記理由から社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。
5. 水澤 良氏を社外監査役候補者とした理由は、同氏が公認会計士として企業会計等について専門的な見識と幅広い経験を有しており、同氏の知見等を社外監査役としての当社の監査に活かしていただきたいためであります。
6. 松本 亜三雄氏と当社は責任限定契約を締結しており、同氏の再任が承認された場合、当該責任限定契約を継続いたします。また、監査役候補者である隈部 泰正氏及び水澤 良氏が監査役に就任された場合は、当社との間で同内容の責任限定契約を締結する予定であります。その契約内容の概要は以下のとおりであります。
- ・ 監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、金100万円又は法令が規定する最低責任限度額のいずれか高い額を限度額として、その責任を負う。
  - ・ 上記の責任限定が認められるのは、監査役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。
7. 当社は、隈部 泰正氏及び水澤 良氏が監査役に就任された場合は、当社との間で会社法430条の2第1項の規定に基づき、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償する補償契約を締結する予定であります。
8. 当社は、当社及び当社子会社の取締役及び監査役を被保険者として、保険会社との間で役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該契約の保険料は全額当社が負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。当該契約では被保険者である役員等がその職務の執行に関して責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされています。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。各候補者が監査役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、任期途中に同内容での更新を予定しております。
9. 当社は、隈部 泰正氏及び水澤 良氏が原案通り選任された場合には、両氏を、東京証券取引所が定める独立役員として同証券取引所に届け出る予定です。

### 第3号議案 特定の株主からの自己株式取得の件

当社は、資本効率の向上や機動的な資本政策の遂行による株主価値向上の実現のため、自己株式の取得を継続的に検討し、実施してまいりました。

今般、当社の元代表取締役である山岸英樹氏から、同氏が保有する当社株式を当社に売却したい旨の申し出を受けました。

これを受けて当社は、当該申し出について検討した結果、当該自己株式の取得が株主価値の向上に資するものと判断し、会社法第156条第1項、同第160条第1項及び同第161条の規定に基づき、相対取引により自己株式を取得することといたしたいと存じます。

#### 1. 取得する株式の種類

普通株式

#### 2. 取得する株式の数

130,497株を上限とする。

#### 3. 株式を取得するのと引換えに交付する金銭等の内容 金銭とする。

#### 4. 株式を取得するのと引換えに交付する金銭等の総額 3億円を上限とする。

#### 5. 株式1株を取得するのと引換えに交付する金銭等の額の算定方法

2021年6月28日（本定時株主総会の前日）の東京証券取引所JASDAQ市場における当社株式の最終の価格（当該日に売買取引がない場合又は当該日が当該市場の休業日に当たる場合にあっては、その後最初になされた売買取引の成立価格）とする。

#### 6. 会社法158条第1項による通知を行う株主（取得する相手方）

山岸 英樹

#### 7. 株式を取得することができる期間

2021年6月29日から2021年7月31日まで

（ご参考）

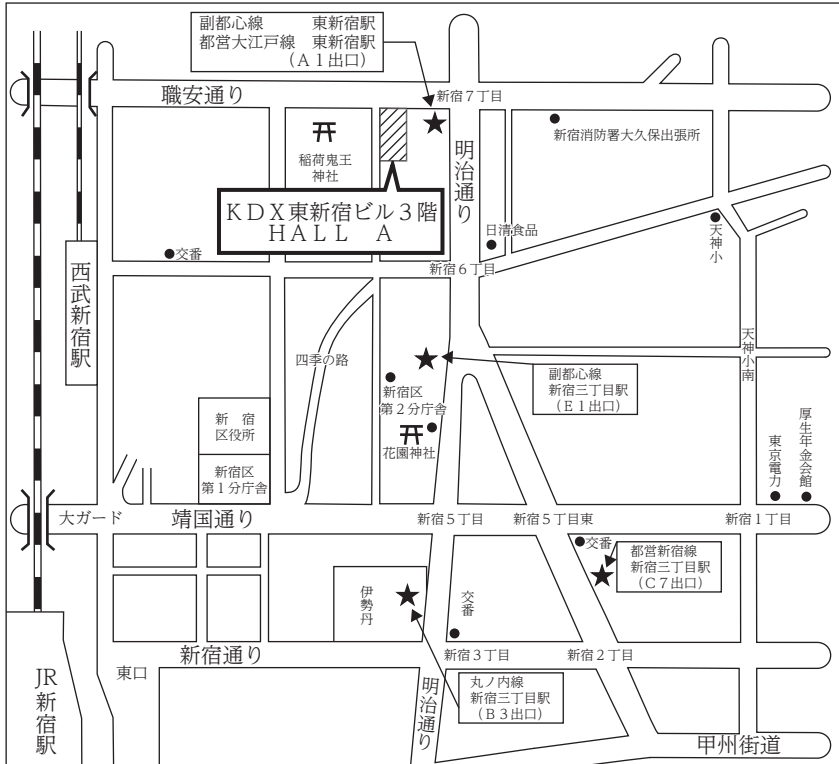
自己株式の取得にあたって株式1株と引換えに交付する金銭等の額は、会社法第161条及び会社法施行規則第30条第1号により算定されるものを超えないため、取得する相手方以外の株主様には、会社法第160条第3項による売主追加議案の請求権は生じません。

# 株主総会会場ご案内図

会場：東京都新宿区歌舞伎町2-4-10

KDX東新宿ビル3階 HALL A

TEL 03-6233-0300 (当社の代表電話に繋がります。)



## [最寄駅]

- 都営大江戸線・東京メトロ副都心線/東新宿駅 A1出口 (徒歩1分)
- 東京メトロ副都心線・丸ノ内線・都営新宿線/新宿三丁目駅 E1出口 (徒歩8分)
- JR線/新宿駅 東口 (徒歩12分)
- 西武新宿線/西武新宿駅 北口 (徒歩10分)

**UD FONT**

見やすいユニバーサルデザイン  
フォントを採用しています。